

(第4号様式)

令和 年 月 日

奄美大島ねこ対策協議会長 殿

住 所

団 体 名

代 表 者

印

電話番号

### 誓 約 書 ( 譲 渡 団 体 )

奄美大島ねこ対策協議会(以下、「協議会」という)の実施する捕獲ネコの譲渡事業に協力し、下記について遵守することを約束します。

#### 記

- 1 協議会の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体です。
- 2 動物愛護及び適正飼養の普及啓発を目的とした活動を行っています。
- 3 活動実績及び活動主意が協議会の実施する譲渡事業の趣旨と合っています。
- 4 譲渡事業全ての任に当たる成人の代表者がいます。
- 5 法人又は団体の場合は、規約や定款等を提出します。また個人又は法人、団体に関わらず財務諸表又は収支決算書、経営状態が分かる書類等を提出します。
- 6 代表者又は責任者は、協議会の実施する講習会を受講します。
- 7 譲渡個体を原則、センターに引取りに行きます。
- 8 譲渡に係る経費(不妊又は去勢手術費(譲渡対象者自ら実施することを希望する場合)・治療費・マイクロチップの装着費・輸送費等)を負担します。(不妊又は去勢手術費(協議会で行う場合)・ウイルス検査費(猫エイズ、猫白血病)除く。)
- 9 原則、譲渡個体にマイクロチップの装着や不妊又は去勢手術を譲渡後1ヵ月以内に行います。
- 10 譲渡個体が、譲渡適性判断をされていないことや協議会で馴化トレーニング等をされていないこと、正確な年齢が不明であること等を理解し、適正な飼養を行う能力を有しています。
- 11 譲渡個体が、あらゆる疾病を持っている可能性があることを認識しています。
- 12 譲渡後の飼養状況の報告を1ヵ月後に協議会へ行います。
- 13 譲渡個体の再譲渡状況は、譲渡認定更新時に協議会へ報告します。
- 14 動物取扱業者及び他の譲渡団体等への再譲渡は行いません。
- 15 協議会の必要な確認に対し、協力します。